

プログラムの著作物の登録、謄本の交付及び登録を行った旨の公示等

事業評価実施年度：平成19年度
事業開始年度：昭和62年度
予算措置はしていない

主管課

文化庁長官官房著作権課(課長：山下 和茂)

関係課

事業の概要

専門的な知識等が必要とされるプログラムの著作物の登録及び謄本の交付等の業務について、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第5条に基づき、指定登録機関(財団法人ソフトウェア情報センター)に実施させることで、適正かつ迅速な業務の遂行を図る。

効率性

本業務の遂行には、プログラムに関する知識が不可欠なため、文化庁にて業務を行うとすれば、プログラムの知識を有する職員を雇い、職員に対して専門的知識の習得を可能とする講習を施す等、金銭面、時間面等から何らかの対処が必要となる。

また、プログラムの著作物の登録件数は年間平均約500件あり、これを文化庁にて実施するとなれば、大幅な業務量の増大になり、人員が厳しい現状に照らし合わせれば、現在に比して、登録手続に時間を要することも考えられる。

なお、本事業への参入規制緩和については、仮に指定登録機関が複数存在すると、登録内容を確認しようとする者が、複数の登録機関に照会する必要が生じるなど、行政サービスが低下する恐れがあり、他方、登録内容を永続的に管理するためにも一元的に業務処理する方が効果的である。

以上のことから、指定登録機関において引き続き業務を行うことが、効率性の面からも妥当である。

有効性等

(施策目標)

施策目標8-3 文化振興のための基盤整備

達成目標8-3-5 著作権に関する講習会等の開催やマンガ教材の学校への配布等を通じて、著作権制度の普及・啓発を図るとともに、アジア諸国における海賊版対策を実施することにより、わが国の著作物を適切に保護する。

(事業開始時に想定した効果及び得られた効果)

プログラムの著作物の登録及び謄本の交付等の業務の適正かつ迅速な遂行により、著作権に関する事実関係の公示や著作権移転の場合等の取引の安全の確保等が適切になされること、また、このことによりプログラムの著作物の円滑な流通が促進されることを目的とする。

本業務委託開始から20年を経過し、登録件数は1万件を突破、年間平均約500件の登録がなされている等、本制度は社会的に定着しており、また、本登録がプログラムの著作物に係る紛争解決にも資する等、当初、得ようとした効果が着実に上がっていると考えられる。

(上位目的のための必要な効果が得られるか)

プログラムの著作物の登録事務等が適切に処理され、適正かつ迅速に業務が遂行されることにより、著作権に関する事実関係の公示や著作権に係る取引の安全が確保され、ひいては、我が国の著作物の適切な保護につながる。

今後の政策への反映方針【継続のみ】

これまでの実績から判断すると、指定登録機関に業務委託することにより、本登録制度の業務の適正かつ迅速な遂行が可能であり、期待する効果が得られると考えられるため、引き続き委託を行う。

得ようとする政策効果(継続のみ)

引き続き、プログラムの著作物の登録及び謄本の交付等の業務の適正かつ迅速な遂行により、著作権に関する事実関係の公示や著作権移転の場合等の取引の安全の確保等が適切になされること、また、このことによりプログラムの著作物の円滑な流通が促進されることを目的とする。

備考